明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三一～三八）　一
○著作隣接権者不明の実演の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（同三九～四二）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成二十三事業年度財務諸表、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決・東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正・事務局職制に関する規則（規則第五十三号）中一部改正関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二八

告示

○文化庁告示第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十四年九月四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十四年十月四日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二丁目十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法　「ジャーナルアーカイブ」事業において以下のことを行う。

①　電子化した別表のデータを、「ジャーナルアーカイブ」サーバに送信可能な状態で保存する。

②　利用者の求めに応じて、「ジャーナルアーカイブ」サーバに登録したデータを無償で閲覧に供するため、インターネットを用いて公衆送信し、公衆に伝達する。

③　公衆送信されたデータを、利用者の端末において一時的に複製することを含む。なお、利用者が、その意思に基づき、送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。

右記利用については、平成二十四年二月一日から五年間に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

四　補償金の総額　一七、八三五円

（別表）

裁定により利用を認める著作物及び補償金額

（単位：円）

No.	題号	著作者名	補償金額
1	一夫一婦制家族の社会的基礎	青山　道夫	429
2	一般条項と労働事件裁判―ドイツの判例を素材として―	後藤　清	297
3	保険契約に関する準拠法	山戸　嘉一	462
4	民法第730条についての一考察	青山　道夫	693
5	設立中の会社の権利能力	松岡熊三郎	660
6	指名変更事由としての「通用」	山主　政幸	297
7	鉱害賠償規定の具体性	吉岡卯一郎	429
8	クレイトン法における専属契約・拘束契約の禁止と条理原則―私的独占禁止法第19条解釈の指標―	宮川　茂夫	396
9	ＡＢＣＣに於ける労働関係	中村　正	66
10	賃借権物権論	岡村　玄治	660
11	商業信用状受益者の権利	浜田　一男	627